

申 出 書

年 月 日

大阪市長 様

申出者 住所

(住所又は法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第3項(第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項の規定により準用する場合を含む。)に基づき、基準に適合する旨の確認を受けたいので、関係書類等を添えて申出をします。

申出を行う産業 廃棄物処理業の区分	・ 産業廃棄物収集運搬業 ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可申請の種類	・ 新規許可申請 ・ 更新許可申請 ・ 変更許可申請
申請に係る産業廃棄物 処理業の許可番号	第 号 (統一許可番号の下6桁を記載してください。)
公開情報を閲覧できる ホームページアドレス	
添付書類	1 申立書(過去5年間廃棄物処理法等の規定による行政処分を受けていないこと) 2 施行規則第9条の2第3項第2号に規定する事項が公開されているインターネット画面の該当箇所を印刷したもの(申出の2週間以内のもの及び公開開始時点のもの(いずれも日付が明示されたもの)) 3 環境大臣が定める環境マネジメントシステム認証制度の認定証 4 基準適合判定・自己申告チェックリスト[様式2号](ただし、情報公開について産業廃棄物処理事業団が発行する証明書を添付する場合は、情報公開に係る個票の省略が可能)

添付書類の3は平成18年9月30日までは添付を要しない。

申立書

年 月 日

大阪市長 様

申出者 住所

(住所又は法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の規定により、施行規則に定める書類の一部の添付を要しないとする判断に係る基準(以下「基準」という。)適合性確認の申出に当たり、申出者及び申出者の役員等(注1参照)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の6に規定する法令(裏面参照)の規定による不利益処分(大阪府及び大阪府以外の都道府県等における改善命令、措置命令、事業の停止又は許可の取消しをいう。以下同じ。)を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者(注2参照)に該当していないことを申し立てます。

なお、確認後において、評価基準を満たさなくなった場合は、当該確認を取り消されても異議を申し立てません。

(注1)役員等とは、申出者が法人の場合には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者で、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

(注2)不利益処分を受けた者が法人の場合においては、不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知(聴聞の通知)があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、不利益処分のあった日から5年を経過しない者を含む。

(参 考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条の 6 に規定する法令

- 一 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 二 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）
- 四 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 五 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- 六 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）
- 八 ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）

基準適合判定・自己申告チェックリスト

申出者氏名

(法人にあつては、その名称)

申出に当たつて、必要な書類が整つているかどうか、このチェックリストで確認してください。また、個々の添付資料については、ファイリングし、インデックスを付けるなど、容易に検証できるできるように整理した上、提出していただくようお願いいたします。

(申出書及び添付書類)

申出書

申立書(過去5年間廃棄物処理法等の規定による行政処分を受けていないこと)

基準適合判定・自己申告チェックリスト(本書)

規則に定める公開期間を満足する情報開示履歴証明書が添付されている場合は、本チェックリストのうち情報公開に係る個票 ~ の添付は不要です。

情報公開について評価基準に適合することを証する書類等

情報開示履歴証明書(産業廃棄物処理事業振興財団発行)

資料番号

情報開示開始時点のもの ()

最新のもの(申出日前2週間以内のもの) ()

情報公開を行っているインターネット画面の該当箇所を印刷したもの

情報開示開始時点のもの

資料番号

- ・ 会社情報の関係 ()
- ・ 許可の内容の関係 ()
- ・ 施設及び処理の状況の関係 ()
- ・ 財務諸表の関係 ()
- ・ 料金の提示方法の関係 ()
- ・ 組織体制の関係 ()
- ・ 地域融和の関係 ()

更新履歴

資料番号

- ・ 更新履歴一覧表 ()

最新のもの(申出日前2週間以内のもの)

資料番号

- ・ 会社情報の関係 ()
- ・ 許可の内容の関係 ()
- ・ 施設及び処理の状況の関係 ()
- ・ 財務諸表の関係 ()
- ・ 料金の提示方法の関係 ()
- ・ 組織体制の関係 ()
- ・ 地域融和の関係 ()

環境マネジメントシステム認証制度の認定証

平成18年10月1日以降に審査を受けようとする者のみ

遵法性

基準適合判定・自己申告チェックリスト

(遵法性)

申請の際直前の5年以上にわたり、当該許可申請の区分(産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業)と同じ区分の許可を受けて、産業廃棄物の処理業を的確に行っているか

大阪府を含むすべての都道府県等において、次に掲げる法令(1)の規定による不利益処分(2)を受けていないか、又は、その不利益処分を受けた場合において、その処分のあった日から5年を経過しない者(3)に該当しないか。

- 1 不利益処分に係る法令は以下のとおりです。
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、 浄化槽法、 大気汚染防止法
 騒音規制法、 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、 水質汚濁防止法
 悪臭防止法、 振動規制法、 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
 ダイオキシン類対策特別措置法、 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法
- 2 不利益処分とは、改善命令、措置命令、事業停止命令等がこれに該当します。
- 3 不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該法人のほか、不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知(聴聞の通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、不利益処分のあった日から5年を経過しない者)を含みます。なお、この場合の役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称であるかを問いません。

過去に不利益処分を受けたことがある申請者のみ、直近のものから記載してください。

不利益処分に係る法令	処分の日	処分の内容	処分庁

環境保全への取組み

基準適合判定・自己申告チェックリスト

(環境保全への取組み)

この基準は、平成18年10月1日から適用されます。

事業活動に係る環境配慮の取組みとして、環境大臣が定める認証制度()による認証を取得しているか。

なお、大臣告示として予定されている認証制度は、以下のとおりです。

- ・財団法人日本適合性認定協会その他 ISO が認定した認定機関が認定した審査登録機関が認定した審査登録機関が ISO 14001 規格に適合するものとして行った認証
- ・財団法人地球環境戦略研究機関がエコアクション21ガイドラインに適合するものとして行った認証(エコアクション21ガイドラインと相互認証された規格等に基づく認証を含む。)

なお、処理業者が複数の事業場等を有する場合、必ずしもすべての事業場等において認証を取得している必要はありません。

今回この基準が適用されない処理業者の皆様へ

本基準については、現在のところ、中小・零細企業が過重な負担なく取得できる環境マネジメントシステムの認証制度が十分普及しているとはいえない状況にあることから、その適用は、平成18年10月1日からとされています。

したがって、この日以降に本制度の適用を受けようとする者は、環境保全に係る取組みの基準への適合が必要となりますので、次回の申請の際には、それぞれの認証等の取得に要する期間やスケジュールを早目に確認し、十分な時間的余裕を持って取得できるように計画的に準備を進めてください。

情報公開性

基準適合判定・自己申告チェックリスト

（共通）

収運業

要

処分業

要

申請の際直前5年以上(1)にわたり、以下のすべての項目(2)をインターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新しているか。

別紙「情報公開に係る更新履歴」に必要な事項を記載してください。

- 1 平成23年3月31日までは、期間を短縮する経過措置があります。

許可の申請がなされた日	基準適合に要する情報公開の期間
平成17年4月1日～18年9月30日の間	6ヵ月
平成18年10月1日～23年3月31日の間	平成18年4月1日から 許可の申請がなされた日までの間
平成23年4月1日以降	5年

- 2 公開すべき項目は次の7つの項目です。それぞれの項目ごとにチェックリスト(情報公開～)を用意していますので、本基準に適合しているかどうか自らチェックしてください。
なお、産業廃棄物処理事業振興財団の発行する「情報開示履歴証明書」を添付していただいている場合には、チェックリスト情報公開～によるチェックは不要です。

1	会社情報	チェックリスト 情報公開 個票
2	許可の内容	チェックリスト 情報公開 個票
3	施設及び処理の状況	チェックリスト 情報公開 個票
4	財務諸表	チェックリスト 情報公開 個票
5	料金の提示方法	チェックリスト 情報公開 個票
6	組織体制	チェックリスト 情報公開 個票
7	地域融和	チェックリスト 情報公開 個票

今後も、上記それぞれの項目について、定められた頻度で更新するか。

情報公開性

基準適合判定・自己申告チェックリスト

収運業 要 処分業 要

(共通)別紙 情報公開に係る更新履歴

情報公開すべき項目	公開事項	公開の可否		更新年月日(更新した情報の欄に)					更新すべき場合	ホームページのアドレス
		収集運搬	処分	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
会社情報	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	要	要						変更の都度	
	申請者が法人の場合は、法14条第5項第2号ニに規定する役員(施行令第6条の10の使用人を含む)の氏名及び就任年月日	要	要						変更の都度	
	申請者が法人の場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業の内容(法人の名称、資金若しくは出資金又は事業の内容を変更した場合は、当該変更に係る履歴を明らかにすること。)	要	要						変更の都度	
	申請者が個人の場合には、事業の内容(事業の内容を変更した場合は、当該変更に係る履歴を明らかにすること。)	要	要						変更の都度	
許可の内容	事業計画の概要	要	要						変更の都度	
	産業廃棄物処理業の許可証の記載事項	要	要						変更の都度	
施設及び処理の状況	事業の用に供する施設の種別、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要	要	不要						変更の都度	
	事業の用に供する施設の種別、当該施設において処理する産業廃棄物の種類、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要	不要	要						変更の都度	
	事業場の処理工程図	不要	要						変更の都度	
	産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(処理を委託する場合は、委託した処理の内容、受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含む。)	不要	要						変更の都度	
	直前1年間(情報をインターネットにより公開又は更新する日の属する月の前々月以前1年間をいう。)の産業廃棄物の種類毎の受入れ量及び運搬方法ごとの運搬量	要	不要						6月ごとに1回(情報公開又は更新する日の属する月の前々月までの情報を掲載)	
	直前1年間(情報をインターネットにより公開又は更新する日の属する月の前々月以前1年間をいう。)の各月の受入量、処分方法ごとの処分量並びに処分後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量	不要	要						毎月ごとに1回(情報公開又は更新する日の属する月の前々月までの情報を掲載)	
	令第7条の2の産業廃棄物処理施設(他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合は、当該許可に係る事業の用に供するものを含む。)を設置している場合には、直前1年間の法15条の2の3で準用する法8条の4の規定による記録(維持管理に関する記録)	不要	要						6月ごとに1回(情報公開又は更新する日の属する月の前々月までの情報を掲載)	
財務諸表	申請者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書	要	要						1年ごとに1回	
料金の提示方法	事業者がその産業廃棄物の処理を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	要	要						変更の都度	
組織体制	業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図	要	要						変更の都度(人員配置については毎年)	
	産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数	要	要						変更の都度	
	産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数	要	要						変更の都度	
地域融和	事業の実施に関し生活環境保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無	要	要						変更の都度	

情報公開性

基準適合判定・自己申告チェックリスト

(会社情報)

収運業	要	処分業	要
-----	---	-----	---

次に掲げる会社情報に関する項目をすべて公開しているか。

(法人企業の場合)

法人の名称

所在地

代表者の氏名

役員 の氏名及び就任年月日

この場合の役員とは、法第14条第5項第2号二に規定する役員で、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。また、これに加えて、令第6条の10に規定する使用人(本店又は支店の代表者等)がある場合には、これも含みます。

設立年月日

資本金又は出資金額

事業の内容

他に当該許可申請の区分と同一の区分の産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る事業を含みます。以下の、評価基準項目において「事業」という場合も同じです。

法人の名称、資本金若しくは出資金額、又は、事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにしているか。

(個人企業の場合)

氏名(又は名称)

住所

事業の内容

事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにしているか。

上記のそれぞれの情報について、変更の都度更新しているか。

最新の変更許可又は変更届出に基づき内容が更新されているか。

情報公開性

基準適合判定・自己申告チェックリスト

(許可の内容)

収運業

要

処分業

要

次に掲げる許可の内容に関する項目をすべて公開しているか。

事業計画の概要

事業計画の概要は、具体的には、事業の全体計画、収集運搬又は処分する産業廃棄物の種類ごとの運搬又は処分量等、収集運搬又は処分業務の具体的な計画、環境保全措置等の概要等を掲載するものとされています。

産業廃棄物処理業の許可証の記載事項

許可証の記載事項については、産業廃棄物処理業の許可証の写しを掲載することを原則としますが、多数の都道府県等で取得している場合には、許可証の記載内容を一覧表にするなどして公開しても差し支えありません。

上記のそれぞれの情報について、変更の都度更新しているか。

最新の変更許可又は変更届出に基づき内容が更新されているか。

情報公開性

基準適合判定・自己申告チェックリスト

(施設及び処理の状況)

(1) 事業の用に供する施設の概要

収運業	要	処分業	要
-----	---	-----	---

事業の用に供する施設に関する、以下の情報をすべて公開しているか。

「施設」の範囲は、設置許可が必要とされる産業廃棄物処理施設に限らず、事業に使用するすべての施設が対象となります。

1 収集運搬業の場合

運搬車両の形式

規模・能力(積載量等)

- ・積替保管施設がある場合には、さらに、

設置場所

積替保管施設ごとの面積

積替保管施設ごとの保管上限量

2 処分業の場合

施設の種類

処理する産業廃棄物の種類

設置場所

設置年月日

処理能力(規模)

処理方式

構造及び設備(環境保全設備を含む。)

- ・保管を行う場合は、さらに、

保管する産業廃棄物の種類

保管設備の所在地

面積

保管上限量

上記のそれぞれの情報について、変更の都度更新しているか。

最新の変更許可又は変更届出に基づき内容が更新されているか。

情報公開性

基準適合判定・自己申告チェックリスト

(施設及び処理の状況)

(2) 事業場の処理工程図

収運業

不要

処分業

要

以下の内容が記載された「事業場の処理工程図」を公開しているか。

処理工程図は、産業廃棄物の種類に応じて、脱水、乾燥、焼却、油分分離、中和、破砕、溶融、洗浄、コンクリート固型化その他の単位処理工程がどのような順序で実施されているかについて、単位処理工程をひとつのブロックとしたブロック図等で記載しているか。

産業廃棄物の処理工程のみならず、排ガス、廃水、残渣物を処理し事業場外へ排出する工程まですべて記載されているか。

上記の情報について、変更の都度更新しているか。

最新の変更許可又は変更届出に基づき内容が更新されているか。

(3) 最終処分までの処理工程

収運業

不要

処分業

要

産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の工程が公開されているか。

最終処分が終了するまでの処理ルートを中心に、事業場内処理か外部委託処理かが明確に分かるよう記載されているか。

処理を外部委託する場合には、

自ら直接委託をしているが否かにかかわらず、最終処分に至るまで個別に、委託した処理の内容、受託者の氏名又は名称、事業場の名称及び所在地を公開しているか。

外部委託先のすべての事業者について、「焼却」、「再資源化」、「管理型最終処分」等の内容がわかるように記載されているか。

上記の情報について、変更の都度更新しているか。

最新の変更許可又は変更届出に基づき内容が更新されているか。

情報公開性

基準適合判定・自己申告チェックリスト

(施設及び処理の状況)

(4) 処理の実績

収集業	要	処分業	要
-----	---	-----	---

以下に掲げる「直前1年間の産業廃棄物の種類ごとの処理の実績」を公開しているか。

- 1 収集運搬業の場合の公開項目
 - 各月の受入量
 - 運搬方法ごとの運搬量

- 2 処分業の場合の公開項目
 - 各月の受入量
 - 処分方法ごとの処分量
 - 中間処理後の産業廃棄物の持出先
 - 各持出先における処分方法ごとの処分量

上記の情報について、6ヵ月ごとに1回更新するとともに、当該情報を公開開始又は更新する日の属する月の前々月までの処理実績を記載しているか。

	年 月	公開した処理実績	
情報公開開始時	年 月	年 月	年 月
6ヵ月ごとの更新時	年 月	年 月	年 月
	年 月	年 月	年 月
	年 月	年 月	年 月

情報公開性

基準適合判定・自己申告チェックリスト

(施設及び処理の状況)

(5) 施設の維持管理に関する記録

収運業	不要	処分業	焼却施設 PCB処理施設のみ要 最終処分施設
-----	----	-----	------------------------------

下表の左欄に掲げる産業廃棄物処理施設(他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業の用に供するものを含みます。)を設置している場合において、直前1年間の同表右欄に掲げる記録を公開しているか。

施設の種類	公開する記録の概要
焼却施設(ガス化改質方式・電気炉等を除く)	冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去記録 排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録
ガス化体質方式の焼却施設	冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去記録 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素並びにダイオキシン類の濃度の測定記録
電気炉を用いた焼却施設	排ガス処理施設等に堆積したばいじんの除去記録 排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録
PCB処理施設	放流水中のPCB含有量等の測定記録 除去設備内に堆積した粒子状の物質の除去記録 生成ガス中の粒子状の物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度の測定記録
遮断型最終処分場	地下水の水質検査記録 地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 残余容量の測定結果 仕切設備の点検記録 覆いの点検記録
安定型最終処分場	擁壁等の点検記録 残余容量の測定結果 展開検査記録 浸透水及び地下水の水質検査記録 浸透水又は地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録
管理型最終処分場	擁壁等の点検記録 遮水工の点検記録 浸出液処理設備放流及び地下水の水質検査記録 地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 調整池の点検記録 浸出液処理設備の点検記録 残余容量の測定結果

上記の情報について、6ヵ月ごとに1回更新するとともに、当該情報を公開開始又は更新する日の属する月の前々月までの処理実績を記載しているか。

	年月	公開した処理実績
情報公開開始時	年月	年月 ~ 年月
6ヵ月ごとの更新時	年月	年月 ~ 年月
	年月	年月 ~ 年月
	年月	年月 ~ 年月

情報公開性

基準適合判定・自己申告チェックリスト

収運業	要	処分業	要
-----	---	-----	---

(財務諸表) この基準は法人のみが対象となります。

直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書を公開しているか。

本基準に適合した場合であっても、許可の要件とされている「産業廃棄物の収集又は運搬(処分業の場合は「処分」)を的確に、かつ、継続して行うに足りうる経理的基礎」を有すると判断されない場合には、許可更新等の審査で不許可となることがありますので、ご注意ください。
 なお、経理的基礎を有すると判断されるためには、
 ・利益が計上できていること、
 ・債務超過の状態でないこと、
 が必要であるとされています。

上記財務諸表は、1年ごとに1回更新しているか。

(料金の提示方法)

事業者がその産業廃棄物の処理を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法(個々の処理業者の実態に応じた以下のいずれかの方法)を公開しているか。

次のいずれかに該当することが必要です。

料金表により処理料金を提示している場合は、その「料金表」を開示

料金算定式により処理料金を提示している場合は、その「算定式」を開示

個別に見積もりを行った上で提示している場合は、「その旨」及び見積り料の有無など「見積り条件」を開示

上記の情報について、変更の都度更新しているか。

情報公開性

基準適合判定・自己申告チェックリスト

(組織体制)

収運業	要	処分業	要
-----	---	-----	---

(1) 社内組織

「業務を所掌する組織」及び「人員配置」を明確にした図を公開しているか。

「業務を所掌する組織」については、各部門の役割と責任範囲が明確に記載されているか。

「人員配置」については、経理、総務、営業、施設等の部門単位で記載されているか。

「業務を所掌する組織」については変更の都度、また、「人員配置」については、1年ごとに1回以上更新しているか。

(2) 環境保全技術に関する資格取得状況

産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数(資格取得者がいない場合にはその旨)を公開しているか。

上記の資格は、別表1「環境関連資格一覧」に掲げています。

上記情報は、変更の都度更新しているか。

(3) 産業廃棄物関係講習会の受講状況

産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数を公開しているか。

上記の講習会の主なものは、別表2「産業廃棄物の処理に係る講習会一覧」に掲げています。

修了したものの数は、講習会の名称及び実施者並びに修了日ごとに記載することとし、修了番号を付与する講習会を修了した場合には、付与された修了番号が記載されていることが必要です。

上記情報は、変更の都度更新しているか。

情報公開性

基準適合判定・自己申告チェックリスト

(地域融和)

収運業

要

処分業

要

事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無を公開しているか

- 1 本基準における事業場の公開の対象は、「事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者」であり、事業場の周辺地域に居住する住民などがこれに該当します。
- 2 事業場を公開していない場合には、「事業場を公開していない」旨記載されてあれば基準適合となります。

事業場を公開している旨の情報を公開している場合には、事業場の公開の頻度を記載しているか。

事業場の公開の頻度に関しては、例えば、「年1回」、「申し込みに応じて随時」などの記載を行うものとします。

上記情報は、変更の都度更新しているか。